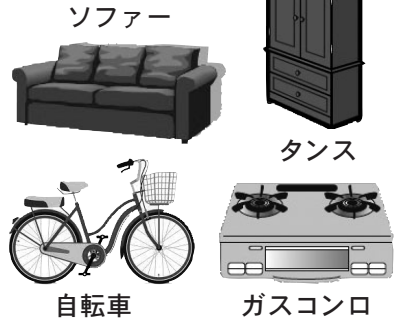


大型ごみの出し方を知っていますか？

大型ごみの日・・・第1・第3火曜日

大型ごみの一例



大型ゴミとは

家庭から出される家具などのうち、長さまたは直径が**50cm以上2m以下**で、重さが**100kgに満たない**ものです。

家電リサイクル法対象品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)は収集できませんので、ご自身で処分をお願いします。
また、その他の小型家電(掃除機・電子レンジ・炊飯器・ラジカセなど)は、できるだけ小型電子・電気機器拠点回収を利用しましょう。

自宅回収する方法

⇒ 自宅の前に出すことができます

①東胆振清掃企業組合へ電話(FAX)で申し込み・受付

事前にごみの品目や個数を確認の上、東胆振清掃企業組合に申し込みます。

電話 22-2400 FAX 22-3389

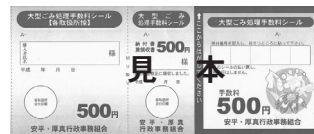
※月曜～土曜 8時30分から17時(祝日も受付しています)

東胆振清掃企業組合から収集する日・ごみを出す場所・受付番号をお知らせします。

②大型ごみ処理券を購入(1点につき500円)

申し込み後、ごみ処理券を購入してください。

【大型ごみ処理券販売所】
厚真町役場(総合ケアセンターゆくり・上厚真支所)



③指定された場所に出す(午前8時30分までに)

処理券に受付番号を記入し、大型ごみの見やすいところに貼り、電話でお知らせした場所に出してください。

※住宅からの持ち出しは、各自で行ってください。
※収集時に立ち会う必要はありません。



直接持ち込む方法

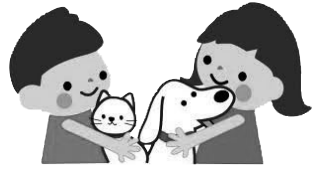
直接、組合のじん芥^{かい}処理場に持ち込むことができます。

住 所	安平町早来北進218番地7
利 用 時 間	8時30分から17時まで
処理手数料	10kgまで50円(10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額となります)

【問い合わせ先】 役場町民福祉課 町民生活グループ (☎26-7871)

ペットを飼う場合のルールについて

昨今のペットブームで犬や猫を飼う家庭が多くなっていますが、犬・猫の放し飼いでふん尿等をめぐるトラブルや交通事故等の問題が多発しています。
あらゆる動物の飼い主は、動物の習性を理解した上で、ルールを守った正しい飼い方に努める必要があります。



☒犬を飼う場合は

- ①犬を飼ったら登録の手続きをしましょう。
生後91日を経過した犬は、生涯に一度登録の手続きが必要になりますので、役場で手続きをしてください。
- ②年に一度、狂犬病予防注射を受けましょう。
生後91日を経過した犬は、年に一度狂犬病予防注射を受けることが法律で決められています。
町が行う予防注射は毎年4月に予定しています。それ以外は、獣医科医院で必ず受けるようにしてください。
- ③犬は常に鎖等でつないでおきましょう。
飼い主には犬をつないでおく義務がありますので、いかなる時も放し飼いにしてはいけません。
散歩のときは必ずリード等をつけて飼い主の手から離れないようにし、家の敷地内でも来客者に危害を加えないよう注意が必要です。
- ④ふんは必ず持ち帰りましょう。
町内で、ふん尿等の苦情がたびたび寄せられています。散歩中のふんは必ず持ち帰り、道路や公園等公共の場は常にきれいにしましょう。

☒猫を飼う場合は

猫については、犬のように鎖等でつないでおく等の義務がないため、家外を自由に行き来させている飼い主も多いようです。しかし、これによって他人の敷地内でふん尿をしたりゴミステーションを漁ったり、猫が交通事故に遭うなど、町民生活に直接影響するようなトラブルが起こっています。
猫はしつけをすれば室内で飼えるペットです。室内で飼うことも、飼い主として知っておきたいマナーです。

☒野良猫が居ついて困った場合は

野良猫が車庫や物置等に居ついてしまった場合は、絶対に餌を与えてはいけません。一度でも餌を与えてしまうと、与えた人が飼い主と見なされてしまうこともあります。餌や寝床になる場所を徹底して与えなければ、猫は自然といなくなります。

☒犬・猫 両方にいえること

- ①最後まで責任を持って飼いましょう
どうしても飼えなくなった場合は、新たな飼い主を見つけてください。ペットを捨てたり虐待をしたりした場合は、法律で罰せられます。生活状況等を十分に考えてペットを飼うようにしましょう。
- ②飼うことのできない犬や猫を増やさないようにしましょう。
放し飼いにしたり去勢手術を受けたりしていないために、外で野良犬・野良猫が増える問題が起こっています。
自分で飼えない場合や、新たな飼い主を見つけられないのであれば、去勢手術を受けさせましょう。

【問い合わせ先】
役場町民福祉課町民生活グループ
☎26-7871